

指定認知症対応型共同生活介護 利用料金表

(グループホーム万葉の里)

当事業所が提供するサービスの利用料金

(1) 当施設での介護サービスを受けていただく場合、必要な料金(1日あたり)は次のとおりです。
(介護保険給付対象の利用料) (単位:円)

介護度	介護度別利用料	自己負担額(1日あたり)		
		1割	2割	3割
要介護 1	7,757	776	1,552	2,328
要介護 2	8,122	813	1,625	2,437
要介護 3	8,355	836	1,671	2,507
要介護 4	8,527	853	1,706	2,559
要介護 5	8,710	871	1,742	2,613

(単位:円)

	利用料	自己負担額			備考
		1割	2割	3割	
サービス提供体制強化加算Ⅲ	60	6	12	18	1日あたり
初期加算	304	31	61	92	入所して30日間のみ
退居時相談援助加算	4,056	406	812	1,217	1回のみ
若年性認知症利用者受入加算	1,216	122	244	365	該当ご利用者に加算されます。
看取り介護加算 (死亡日31日以上、45日以下)	730	73	146	219	1日あたり
看取り介護加算 (死亡日4日以上、30日以下)	1,460	146	292	438	1日あたり
看取り介護加算 (死亡日以前2日または3日)	6,895	690	1,379	2,069	1日あたり
看取り介護加算 (死亡日)	12,979	1,298	2,596	3,894	1日あたり
入院時費用	2,494	250	499	749	3カ月以内入院時、 1月に6日を限度として
医療連携体制加算(Ⅰ)イ	577	58	116	174	1日あたり
科学的介護推進体制加算	405	41	81	122	1月あたり
介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ)	介護度別利用料に各加算を足した総額の17.8%を1割~3割の負担割合に応じてください。				

※ご利用料の計算について

介護保険給付の対象分のご利用料は、国が定めた報酬単位に基づき、各月毎に1日から月末の利用回数(日数)で合計した総単位数と、国が定めた地域単価により計算いたします。

(令和6年4月より竜王町は1単位10,14円となっております)

(介護保険給付対象外の利用料)

(単位：円)

項目	内 訳	30日	31日
食費	本人に提供する食費にかかる費用 1,600円/日	48,000	49,600
光熱水費		20,000	20,000
管理費	設備その他共用部分の維持・管理に要する費用	10,000	10,000
居住費		26,300	26,300
理美容代	実 費		
オムツ料	実 費		
通常の食事以外の食品	・パン食(パンのみ) 1食 110円 ・ 〃 (パン+牛乳) 1食 210円 ・栄養補助食品 1食 275円		
小 計		104,300	105,900

※入所時に「入居一時金」として150,000円をお預かりします。

(退所時に居室の原状回復に要する費用の他、利用料の未払い、その他費用について債務の不履行がある場合には、その内容を退去者または、その家族に明示したうえで、当該債務の額を入居一時金から差し引きお返し致します。)

※施設のベッドを使用される場合、月額2,500円をご負担いただきます。

(ただし、1ヶ月に満たない場合は、利用日数×84円になります)

※医療費の他、日常生活において必要と考えられ、その費用を本人に負担して頂くことが適当と認められる場合については別途その費用を実費にてご負担頂きます。